

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	保護の変更の申請		
根拠条例等の名称・根拠条項	生活保護法第24条第9項		
所管部室課名	福祉部生活福祉室		
審査基準	要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族によって、保護の変更を必要とする場合に、面接や家庭訪問等により担当者が申請者の生活の様子を聞き取り、保護の変更の必要性について調査及び判断を行います。		
標準処理期間等	申請日から14日以内		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	吹田市福祉事務所長	14日以内
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最近改正年月日			